

愛知地方最低賃金審議会
第1回検討小委員会

日時 令和5年7月13日(木)
午後1時30分～
場所 名古屋合同庁舎第2号館2階
愛知労働局北大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (2) 議事の公開について
- (3) その他

3 閉 会

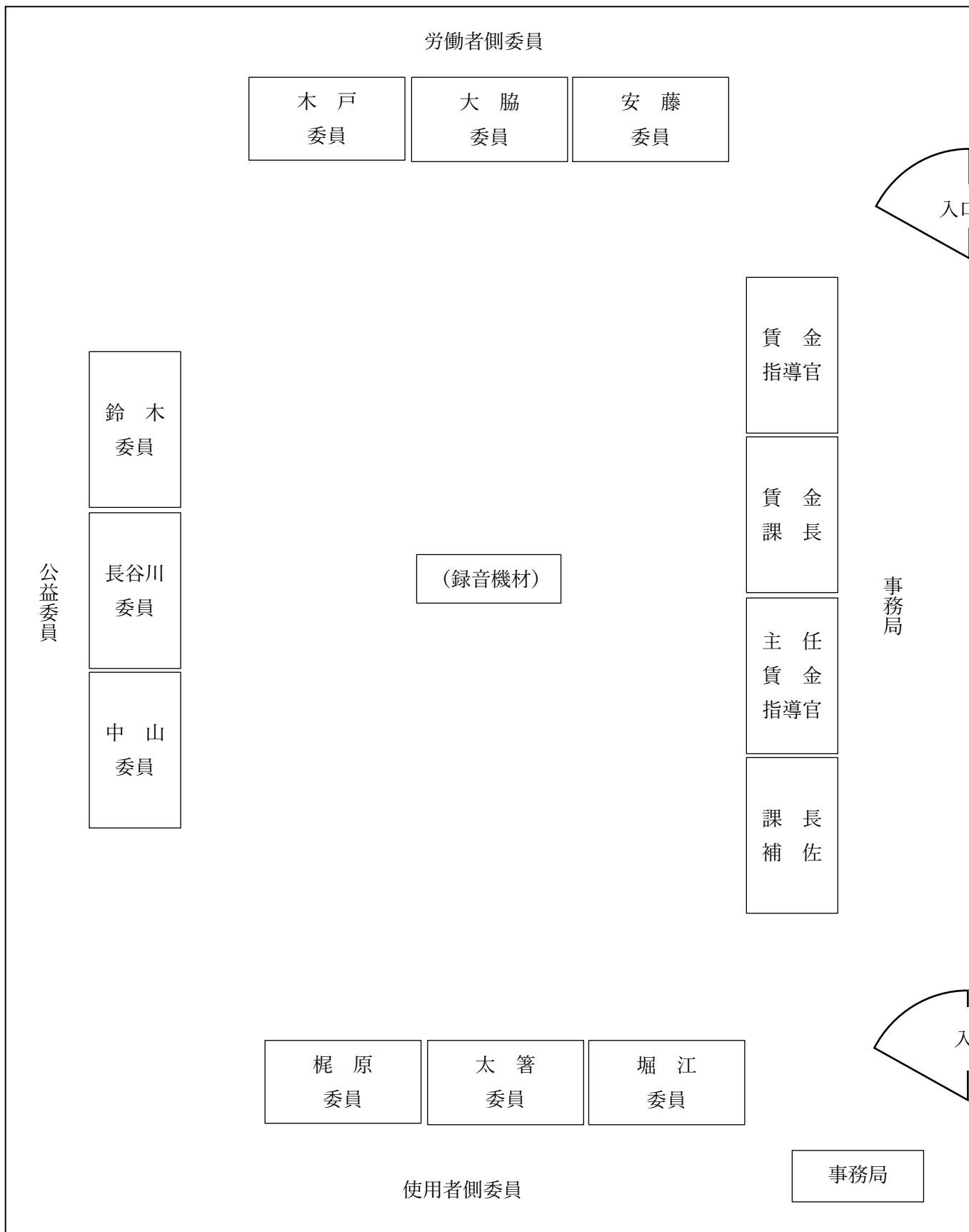
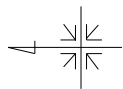
次 回(第2回) 令和5年8月1日(火) 午後1時30分～ 名古屋合同庁舎第2号館3階 共用中会議室
--

愛知地方最低賃金審議会第1回検討小委員会 配席図

令和5年7月13日(木)

午後1時30分～

名古屋合同庁舎第2号館2階 愛知労働局北大会議室



資 料 目 次

資料No.

- 1 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿
- 2 令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧
- 3 特定（産業別）最低賃金改正申出業種における事業場数・労働者数の推移
- 4 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和4年度版

愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会委員名簿

令和5年7月4日現在

区分	氏 名	現 職 等
公益代表	○鈴木 進也 <small>スズキ シンヤ</small>	いぶき法律事務所 弁護士
	中山 徳良 <small>ナカヤマ ノリヨシ</small>	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
	◎長谷川 ふき子 <small>ハセガワ フキコ</small>	成田・長谷川法律事務所 弁護士
労働者代表	安藤 知子 <small>アンドウ トモコ</small>	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
	大脇 匡人 <small>オオワキ マサト</small>	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
	木戸 英博 <small>キド ヒデヒロ</small>	CKD労働組合 中央執行委員長 JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
使用者代表	梶原 弘司 <small>カジハラ ヒロシ</small>	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
	太 箸 俊一 <small>フトハシ シュンイチ</small>	愛知県中小企業団体中央会 事務局長
	堀江 公仁子 <small>ホリエ ケニコ</small>	株式会社フェアウィンド 代表取締役

(敬称略・五十音順) ◎委員長 ○委員長代理

令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧

項目	種別	① 申出ケース	② 提出月日	③ 具体的申出内容										⑬ 受理月日				
				③労働者数 (人)		④組合数 (人)		⑤労働者数 (人)		うち労働協約等		うち機関決定等			⑩合意比率 ⑤÷③ 〔⑦÷③〕 (%)	協約による最低額 ⑪時間額 (円)	現行最賃 ⑫時間額 (円)	⑪-⑫ 差額 時間額 (円)
				③労働者数	④組合数	⑤労働者数	⑥組合数	⑦労働者数	⑧組合数	⑨労働者数	⑩労働者数							
E221	製鋼業	改正	6/27	13,120	10	10,065	9	9,736	1	329	76.7	1,098	1,018	80	6/27			
E222	鉄鋼製業	改正	6/27	89,170	21	31,593	15	30,304	6	1,289	35.4	1,037	(986)	51	6/27			
E223	鋼材製造業	改正	6/27	63,830	20	36,689	17	35,326	3	1,363	57.5	1,063	(986)	77	6/27			
E25	はん用機械器具製造業	改正	6/27	282,850	52	192,975	42	185,557	10	7,418	68.2	1,028	997	31	6/27			
E26	生産用機械器具製造業	改正	6/27	18,960	10	8,719	6	6,726	4	1,993	46.0	1,052	(986)	66	6/27			
E27	業務用機械器具製造業	改正	6/27								35.5							
E28	電子部品・デバイス・電子回路、																	
E29	電気機械器具製造業																	
E30	情報通信機械器具製造業																	
E31	輸送用機械器具製造業	改正	6/27															
I591	自動車(新車)小売業	改正	6/27															

(注) 1 申出者は、5業種すべて日本労働組合総連合会愛知県連合会(会長：可知洋二)である。

2 産業分類の適用範囲の詳細は次のとおりである。

- ・ E26=E226のうち建設用シヨベルトラック製造業を除く。
- ・ E29=E229のうち医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。
- ・ E31=E311+E312+E313+E314+E315+E319(自転車・同部分品製造業を除く。)(建設用シヨベルトラック製造業を含む。)
- ・ I591=I5911(細分類)

3 「労働協約等」について、賃金の最低額の定めを含む労働協約(労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限る。)が締結されている場合。「機関決定」については、労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている場合。

特定（産業別）最低賃金改正申出業種における事業場数・労働者数の推移

特定最低賃金業種	H26年度版	H27年度版	H28年度版	H29年度版	H30年度版	H31年度版	R2年度版	R3年度版	R4年度版	R5年度版
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	事業場数	147	69	67	98	78	49	49	49	58
	労働者数	14,700	13,400	12,990	14,020	13,400	14,190	12,540	12,830	13,120
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	事業場数	5,415	5,265	5,151	5,096	4,397	4,733	4,721	4,721	4,937
	労働者数	101,500	87,100	85,340	87,140	81,740	84,140	87,720	85,660	89,170
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	事業場数	1,563	1,506	1,527	1,434	1,455	1,339	1,336	1,336	1,455
	労働者数	54,400	58,000	58,380	68,750	73,960	56,860	58,910	59,140	63,830
輸送用機械器具製造業	事業場数	2,288	2,564	2,517	2,337	2,194	2,517	2,511	2,511	2,537
	労働者数	231,900	264,800	231,820	265,570	266,750	276,030	275,530	275,780	282,850
自動車(新車)小売業	事業場数	1,816	1,925	1,942	2,042	1,663	1,819	1,868	1,872	1,799
	労働者数	24,000	20,700	20,910	20,810	18,650	17,030	19,090	19,610	18,960

* 「事業場数」及び「労働者数」については、経済センサスー基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数（各年度の最低賃金決定要覧より転記）。

最低賃金引上状況等の推移（愛知） 令和4年度版

単位：時間額, 引上額(円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)
愛知県最低賃金	780 (H2510.26)	22 (2.90)	800 (H2610.1)	20 (2.56)	820 (H2710.1)	20 (2.50)	845 (H2810.1)	25 (3.05)	871 (H2910.1)	26 (3.08)	898 (H3010.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)
目安額(円) [引上率(%)]	19 (2.51)		19 (2.44)		19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)	
改定状況調査による 賃金上昇率(%)	1.1		1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5	
特定最低賃金																				
染色整理業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
鉄鋼業	885 (113.5)	11 (1.26)	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1018 (103.2)	22 (2.21)
はん用機械器具業 製造	858 (110.0)	9 (1.06)	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)	
精密機械器具業 製造	813 (104.2)	9 (1.12)	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)	
電気機械器具業 製造	823 (105.5)	8 (0.98)	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)	
輸送用機械器具業 製造	863 (110.6)	9 (1.05)	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)
自動車(新車) 小売	846 (108.5)	10 (1.20)	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)	
各種商品小売業	799 (102.4)	7 (0.88)	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)	
自動車(新車)・ 同部品小売業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
発効日	(H25.12.16)		(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)	

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)